

「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略(案)」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市は、豊かな自然環境と多様な都市機能を併せ持ち、それらを身近に感じることができる公園や緑地、水辺地を有しており、そこでは様々な生物が息息・生育し、市民の生活にやすらぎと潤いを与えてくれています。

この本市の特性を活かしながら、緑地の保全、緑化の推進、水辺環境づくり及び生物多様性の保全と持続可能な利用を推進し、人と自然が共生するまちづくりに資するため、第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略の策定を予定しています。

この度、同計画を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、4人の方から10件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和元年12月5日(木)～令和2年1月14日(火)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、水みどり環境課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		4人(10)件
内 訳	直接持参	0人(0)件
	郵送	0人(0)件
	ファクス	0人(0)件
	電子メール	4人(10)件

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	第1章「概況と課題」に関すること	1		1		
	第2章「基本理念と将来像」に関すること	1		1		
	第3章「施策の体系」に関すること	6		6		
	全体に関すること	2		1	1	
合計		10		9	1	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
第1章「概況と課題」に関すること			
1	事業者と連携した生物多様性に関する取組として、具体的な施策を立ててほしい。	<p>いただいたご意見のとおり、生物多様性の保全等に取り組む中で、事業者の持つ役割は大きいものであると認識しております。</p> <p>事業者と連携した生物多様性の保全等につきましては、本計画の推進施策1-1「生物多様性の理解促進」に位置付けておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、更に生物多様性に配慮した事業活動の推進等に取り組んでまいります。</p>	イ
第2章「基本理念と将来像」に関すること			
2	水源地を守るためには、国や県などと連携した取組が重要ではないか。	<p>水源地を守ることは、自然環境全体の保全に繋がり、市域を越えた広域的な視点からも重要なことであると認識しております。</p> <p>水源地の保全策としましては、本計画の推進施策3-1「水循環機能の向上」として取り組むこととしておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、国や県などと連携した取組を継続してまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
第3章「施策の体系」に関すること			
3	<p>生きものの暮らしを豊かにするためには、「水とみどりと食物」の三本柱で計画を進めていくことが必要。そのためには、地元経済の活性化や事業者との連携だけでなく、市民への普及啓発によって農地や田んぼの拡大等を図り、食物の重要性を広めていく必要があるのではないか。</p>	<p>本計画は、水辺や緑地の保全、緑化の推進、そして生物多様性の保全や持続可能な利用等に関する施策の方向性を定める基本計画です。</p> <p>「食物」は、生物多様性のもたらす恵みの代表的なもので、現在も生物多様性に関する普及啓発の中で地産地消など「食べる」ことの重要性を紹介しており、今後も継続して普及啓発を図ってまいります。</p> <p>また、農林業、水産業の活性化や関連企業・団体との連携等につきましては、序章の3「計画の位置付け」にありますとおり、「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」や「さがみはら森林ビジョン」等の関係計画と整合を図りながら、持続的な農林業の振興を図ってまいります。</p>	イ
4	<p>公園の樹木を伐採したら、代わりの樹木を植えるなどの取組が必要ではないか。</p>	<p>公園の管理につきましては「相模原市パークマネジメントプラン」や「相模原市公園樹木等維持管理計画」に基づく管理を図っているところです。</p> <p>今後、これらの見直しを行う中で、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、より適切な管理手法について検討してまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
5	工場と住宅地の境界を樹木帯にするなどの取組を行うことで、防災や街の美観などの観点から有効と考えている。	<p>いただいたご意見のとおり、みどりの持つ多様な機能を活かすための取組は、自然環境と都市機能の調和を図る上で重要であると考えております。</p> <p>現行では、緑化助成事業の充実や開発事業基準条例による緑化指導等による敷地内の緑化及び景観計画による道路沿いの緑化の推進に取り組んでいます。</p> <p>今後も、関係計画による施策等と整合を図り、より効果的な取組について検討してまいります。</p>	イ
6	生態系に配慮した河川環境づくりは専門家や保全団体等の意見を聞きながら推進していく必要があると考える。	<p>いただいたご意見のとおり、生態系に配慮した河川環境の創出を進めるには、研究者等に広く意見を聞くことが重要であると認識しております。そのため、現行の河川改修にあたっては近隣住民や有識者等の意見を聞いたうえで、計画を立て、事業に取り組んでいるものでございます。</p> <p>今後も、治水対策と合わせて、必要に応じて有識者等の意見を聴取し、自然に配慮した河川環境の創出に取り組んでまいります。</p>	イ
7	保全団体等と市で協働した事業活動などを行うことで、環境保全活動の人材の育成や環境教育がより推進されるのではないかと。	<p>いただいたご意見のとおり、水やみどりを保全するためには、多様な主体と連携した取組が非常に重要であると考えております。</p> <p>そのため、今後も保全団体等との協働事業に継続して取り組むとともに、推進施策4-1「多様な主体との連携強化」等に位置付けたとおり、多様な主体との連携を、これまで以上に強化できるように取り組んでまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
8	<p>「学校教育の場における環境学習の充実」に加えて、こどもがみどりとふれあい、遊べる環境の確保が必要ではないか。</p>	<p>こどもがみどりとふれあえる環境を充実させることは、本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにとっても重要な取組であると考えております。</p> <p>そのため、推進施策2-1「緑地の保全」や推進施策2-6「親緑空間の充実」等に位置付けているとおり、緑地の保全や活用、自然環境や生物多様性に親しむことができる空間の充実等を推進することで、こどもが主体的に遊べる空間の確保に努めてまいります。</p>	イ
全体に関すること			
9	<p>具体的な取組内容を計画に明記すべきではないか。特に都市緑化ゾーンについての具体策は明記するべきだと考える。</p>	<p>具体的な取組につきましては、3章「施策の体系」の中で、「主要な取組」として記載しております。</p> <p>また、4章「地域別計画」に流域ごとに関連の深い施策を記載しております。都市緑化ゾーンにつきましては、「相模川下流域」「境川流域」とほぼ重なっているため、地域別での取組として掲載しているものです。</p>	イ
10	<p>水とみどりをしっかり守るとともに開発というときにはしっかり調査して、好ましくない結果や懸念がある場合は、開発を断念するという事も考えるべき。</p>	<p>豊かな自然環境と多様な都市機能の調和を図るにあたりまして、いただいたご意見を、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ